

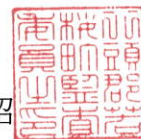


若桜町監査告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年11月30日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 梶原 明



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和5年11月28日（火）教育委員会事務局
令和5年11月29日（水）町民課、福祉保健課、企画政策課、
地域整備課
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室及び議員控室
- 3 監査の方法と範囲 (1) 教育委員会事務局、町民課、福祉保健課、企画政策課、地域整備課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
① 主な事業の進捗状況等について
② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
③ その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 所管する工事や事業の進捗状況は適当か。
(2) 契約の履行が確実に行われているか。
(3) 随意契約による理由は適正か。
(4) 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。
(5) 検査、検収は確実に行われているか。
(6) 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。
また、それらの内容は適正か。
- 5 監査の結果 3 (1) ①②③について、特に指摘事項なし。

以上